

# 工業用水道料金の 預金口座振替のご案内

現在、工業用水道料金等のお支払いについては、愛知県企業庁が発行する納入通知書によりお近くの金融機関でお納めいただいておりますが、平成21年度から、所定の手続きをお取りいただきますと、指定した預金口座から納期限の日に自動引落し（預金口座振替）ができるようになります。

## 1 お申込みの方法

「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、お近くの三菱東京UFJ銀行本支店の窓口へ提出してください。

なお、「預金口座振替依頼書」については、平成21年1月上旬にお送りします。

## 2 口座振替がご利用できる料金

- (1) 工業用水道料金
- (2) 工業用水道事業に係る協力金

## 3 口座振替がご利用できる条件

三菱東京UFJ銀行に口座を開設しており、かつ、当該口座からの引落しを希望する受水事業所

引落しする口座は、原則、納入義務者と同一の法人名義口座とし、代表者等の個人口座からの引落しはできません。

## 4 口座振替がご利用できる銀行取扱店の範囲

三菱東京UFJ銀行の本店及び各支店（愛知県外の店舗もお取り扱いできます。）

三菱東京UFJ銀行以外の金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）からの引落しはできませんので、ご了承ください。

## 5 口座振替の開始

平成21年4月27日（25日が土曜日のため）納期限分のお支払いから口座振替にすることができます。

なお、お申込みをいただいた受水事業所につきましては、口座振替の開始を、後日、愛知県企業庁から文書にてお知らせします。

## 6 申込みから口座振替の開始まで

所定の「預金口座振替依頼書」をお近くの三菱東京UFJ銀行本支店へご提出いただき受理されてから、実際に口座振替がご利用できるまでには、概ね1ヶ月半程度の期間が必要となりますので、申請は余裕を持って行ってください。

なお、第1回目（平成21年3月分料金、引落日：平成21年4月27日）から口座振替の利用を希望する場合は、平成21年2月末日までに「預金口座振替依頼書」をお近くの三菱東京UFJ銀行本支店へ提出してください。

## 7 口座振替日

毎月25日に、前月分の工業用水道料金を、指定した預金口座から引落しします。

ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当するときは、これらの日の翌日となります。

## 8 「引落し不能」になった場合

毎月25日の預金残高が、前月分の工業用水道料金（金額については、今までどおり振替月の10日頃までに郵便にてお知らせします。）を1円でも下回りますと、預金不足で引落し不能になります。

振替日に引落しができなかった場合は、愛知県企業庁からあらためて納入通知書を送付しますので、お近くの三菱東京UFJ銀行本支店でお支払いください。

## 9 その他

- 口座振替により支払われた料金につきましては、預金通帳への記録をもって領収書に代えさせていただきます。
- 口座振替を希望しない受水事業所につきましては、今までどおり、愛知県企業庁から納入通知書をお送りしますので、その納入通知書を金融機関へ持参してお支払いください。
- その他、ご不明な点がありましたら愛知県企業庁経営管理課【TEL：052-954-6675（ダイヤル）】又はお近くの県水道事務所までお尋ねください。

